

産業廃棄物処分業許可証

複

写

住 所 秋田県秋田市新屋豊町4番30号

氏 名 秋田協同清掃株式会社

代表取締役 松川 一浩

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 鈴木 健太



許 可 の 年 月 日 令和3年9月3日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和8年9月2日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

脱水(移動式)施設による中間処理

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類(「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する)

ア 汚泥 以上1品目(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 秋田県秋田市新屋豊町589-1

(施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり)

3. 許可の条件

別記2のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

平成8年9月3日 新規許可

平成13年9月3日 更新許可

平成18年9月3日 更新許可

平成23年9月3日 更新許可

平成28年8月24日 更新許可

令和3年9月3日 更新許可

令和7年12月2日 変更届出(移動式脱水機駐機場所の変更)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下余白

別記 1

(1) 中間処理は (2) の場所で行うこと (移動式の中間処理施設等を除く。)

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、 許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地 (移動式にあつては駐機場)
脱水 (移動式) (汚泥) (平成 8 年 10 月 4 日 設置) (平成 8 年 7 月 18 日 許可) (許可番号 秋保一 1887)	48m ³ /日	1	秋田県秋田市新屋豊町 589-1

別記 2

(1) 移動式の脱水処理については、発生現場内で行うこと。